

シカ被害対策及びジビエ活用推進協定書

椿原町 矢野 富夫（以下「甲」と称す）、椿原町獣友会会長 中岡 俊輔（以下「乙」と称す）、四万十森林管理署長 佐賀 賢二（以下「丙」と称す）は、椿原町におけるシカ被害対策及びジビエ活用推進に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 椿原町におけるシカ被害対策及びジビエ活用推進のために、甲、乙、丙は、それぞれの役割を果たすとともに、協力体制を構築することにより、林業被害等の防止及びシカ肉等のジビエ活用を推進する。

（対象区域及び捕獲方法）

第2条 この協定によるシカ被害対策の対象区域及び捕獲方法は以下のとおりとする。
対象区域については椿原町内の国有林及び民有林とし、捕獲方法は囲いわな等とする。
なお、民有林については、国有林と近接する民有林を主たる対象区域とする。

（役割）

第3条 第1条に規定する役割は以下のとおりとする。

- 一 シカ被害対策の実施にあたり、必要に応じて、甲は乙及び丙に、民有林に係るシカ被害関連情報を、また、丙は甲及び乙に、国有林に係るシカ被害情報を、それぞれ提供する。
- 二 乙は、銃等による捕獲を実施するほか、それに係る施設等の管理を行う。
- 三 丙は、乙に対し、民有林内のシカ捕獲に要する囲いわなを甲に貸与し、甲は乙に使用させる。また、丙は乙に対し、囲いわな捕獲に係る技術的支援を行う。
- 四 乙及び丙は、協力して囲いわな等の巡視を行い、甲を含め情報を共有する。
- 五 乙及び丙は、シカを捕獲した場合には、甲に対し、ジビエの活用について意向を聴取した上でシカを処理する。

（「囲いわな等」の貸与等）

第4条 本協定に基づく「囲いわな等」の貸与に当たっては、甲、乙、丙で設置場所等を協議（設置場所の変更を含む）の上、丙は甲に貸与する。

（国有林への入林手続き等）

第5条 甲又は乙が国有林内に入林するにあっては、本協定の始期及び更新時（入林者の変更を含む）に、丙に入林者名簿を提出することにより、丙から甲又は乙に対して、許可証を交付する。また、入林時に甲又は乙から丙に対して、入林する旨を連絡することにより、相互に安全の確認を行う。

（シカの処理）

第6条 乙及び丙がシカを捕獲した場合には、それぞれの責任において安全かつ適切に処理する。ただし、丙が行う範囲は国有林内に限る。

（安全の確保等）

第7条 国有林内における作業者等の安全を確保するため、丙は甲及び乙に対し、国有林の入林禁止箇所等に関する情報を提供する。

2 乙は、シカ被害対策の実施にあたり、必要な標識を設置するとともに、事故の未然防止について会員を指導する。特に、捕獲に銃等を使用する場合は、必要な事故防止の措置を講ずること。

（情報発信等）

第8条 甲、乙、丙は、本協定に基づく取組及びその成果について、協力して情報発信を行う。また、丙は、森林環境教育等を通じて、シカ被害による林業や森林生態系への影響等に関する普及啓発に努める。

（協定の期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成30年3月31日までとする。

2 甲、乙及び丙が本協定の変更等に関し、特段の意志表示をしない場合は、本協定は毎年更新（4月1日から3月31日）される。

（その他）

第10条 本協定の変更が必要となった場合及び本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙がその都度協議し、これを解決する。

以上、各協定者記名押印の上、各自1通を保管する。

平成29年8月12日

甲 椿原町長

矢野富夫



乙 椿原町獣友会会長

中岡俊輔



丙 四万十森林管理署長

佐賀賢二

